

かんが
考えてみよう!

だれ
誰もが
暮らしやすい
まち

しゃ かい には、しょうがい のある ひと、こう れい の人など、
さまざまな ひと が いっしょ に せい かつ しています。
だれ 誰もが、き がる がいしゆつ、
いきいき と せい かつ できる まち に する ため には、
ど ん な こ と が ひつ ぶ かな?



と あ
●お問い合わせ

せん だい し けん こう ふく し きょくしょうがい き かく か
仙台市健康福祉局障害企画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

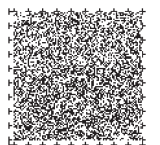
でん わ 電話：022-214-8163 ファクス：022-223-3573

メールアドレ ス：fuk005330@city.sendai.jp



せん だい し しょうがい り かい せき し ん
仙台市障害理解促進キャラクター
「ココロン」

せん だい し
仙台市
せん だい じん けん けい はつ かつ どう ち い き
仙台人権啓発活動地域ネットワーク協議会



障害のある人の目線で見よう

誰もが暮らしやすいまちづくりのためのヒント

肢体不自由



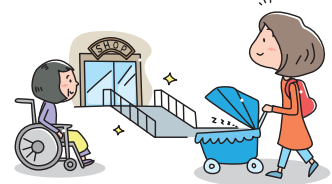
お店を利用するとき



階段やちょっとした段差、狭い通路、障害物などが通行の妨げになります。

必要な配慮

スロープの設置や物の配置を工夫することで、スムーズに移動することができます。



ベビーカーでも入りやすい



困っている様子を見かけたら、「何かお困りですか？」と声をかけましょう。

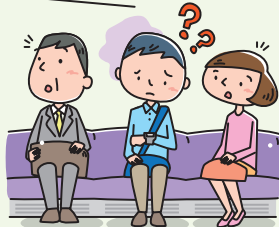


聴覚障害



電車やバスに乗っているとき

事故のため10分ほど遅れております



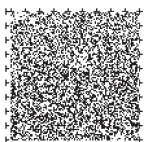
車内のアナウンスが聞こえないので事故や遅れの状況がわかりません。

必要な配慮

貼り紙の掲示など、見てわかるような情報提供が必要です。



困っている様子を見かけたら、メモや携帯電話を使って状況を簡潔に伝えてください。



視覚障害



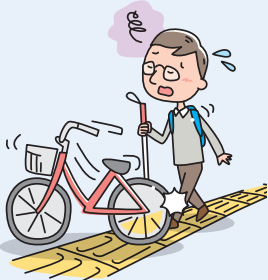
お店を利用するとき



盲導犬と一緒にだと入店を断られて
しまいます。



まちを歩いているとき



誘導ブロックの上に、物が置いて
あると安全に歩けません。

必要な配慮

◆補助犬は、身体障害者の大切な パートナー

補助犬は特別な訓練を受
け、衛生面も管理されていま
す。「犬だから」と拒否せず、
受け入れてください。



ほじょ犬マーク

お店や交通機関では身体障害者補助
犬法により、補助犬（盲導犬、聴導
犬、介助犬）の受入義務があります。

◆誘導ブロックの上に物を置かないで

誘導ブロックは視覚障害の
ある人が安全に歩けるように
設置されている設備です。

みんなが安全に歩けるよう
にマナーを守りましょう。



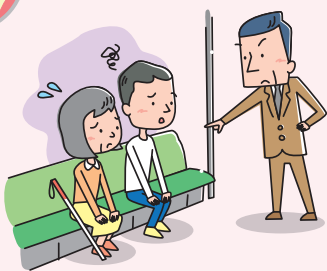
安心して歩けるね



内部障害・難病



電車やバスに乗っているとき

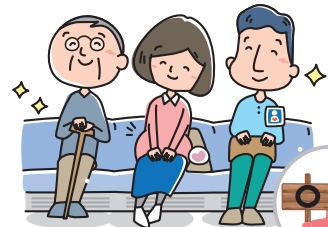


外見からは障害があることが
わかりにくいので誤解を受ける
ことがあります。

必要な配慮

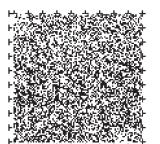
◆外見からはわかりにくい病気や障害もあります

外見からはわかりに
くい病気や障害がある
人もいることを理解し
ましょう。



ハートプラスマーク

ハートプラスマークは
身体内部に障害がある
人を表すマークです。



知的障害・発達障害



職場で



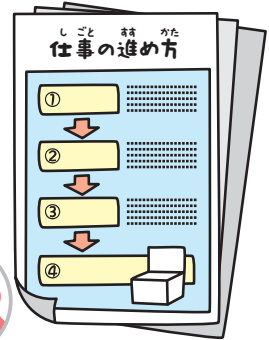
難しい漢字や文字ばかりの書類が苦手です。また「工夫して」などあいまいな表現だと、どうしていいかわからず困ってしまいます。



見通しが持てないと不安なので1日のスケジュールがわかると助かります。

必要な配慮

資料にふりがなを入れたり、写真やイラスト、図や番号を使うとわかりやすくなります。



仕事のマニュアルとしても使えるね



具体的な指示をひとつずつ出した
り、見本を示してもらえると良
かります。



仕事がかどるね



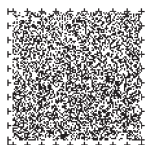
精神障害



地域生活の中で



精神疾患に対する先入観や誤解によって、生活のしづらさを感じています。



必要な配慮

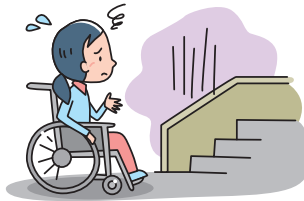
適切な治療や服薬、周囲の支えによって、地域の中で安定した生活を送ることができます

精神疾患は、誰もが
かかる可能性が
あります。先入観を
持たずに、ゆっくり
おだやかな口調で
あいさつや声がけ
をしてください。



障害って何だろう？

●障害は、障害のある人のことを考えずに作られた社会の側にあります



段差をなくせば、
障害はなくなる！

足が不自由なこと = 障害

ではなく

段差 = 障害

●現状では、障害のある人が生活するにあたり、さまざまなバリア(障壁)があります

物理的なバリア

歩道の段差、車いすの通行を妨げる
障害物、乗降口や出入口の段差
など

情報のバリア

タッチパネルのみの操作、音声のみ
による案内、分かりにくい案内
や難しい言葉など

制度のバリア

障害があることを理由に資格・免
許等を与えないことなど

心のバリア

心ない言葉や視線、差別や偏見、
無関心、障害のある人を受け入れない
ことなど

4つの
社会的バリア

障害は社会の問題。みんなでできることを考えよう！

まず知ってほしい、障害のある人のこと

◆ちょっとした工夫や配慮があれば活躍できることが
たくさんあります

≫対等な立場で、同じ目線で接してください。

◆常に手助けが必要なわけではありません

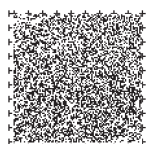
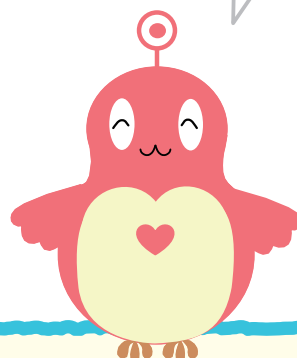
≫困っている様子を見かけたら、手助けが必要な本
人に確認してください。

◆必要な配慮はひとりひとり違います

≫どんな配慮が必要か本人に確認しましょう。

知らないことから
誤解や偏見が生まれる

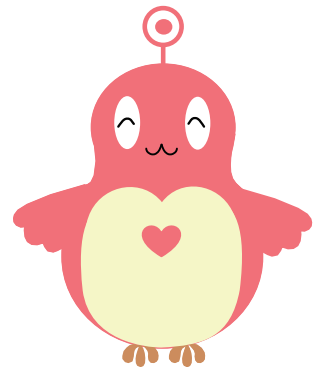
特別なことではなく、ちょっとした
思いやり、支え合いが大切だね



仙台市障害を理由とする差別をなくし 障害のある人もない人も共に暮らしや

条例の目的

障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすいまち・仙台を実現するためにできた条例です。障害を理由とする差別をなくすための取り組みを市民全体で進めていくことを定めています。



「不当な差別的取扱い」とは

障害があるというだけで、正当な理由もなく、サービスの提供をしないことや障害のない人と異なる取扱いをすることなどは「不当な差別的取扱い」にあたります。

●こんなことも不当な差別的取扱いにあたります



採用の面接で、障害があることを告げたら、「障害者は採用しない」と断られた。



一人暮らしをしようと不動産屋に行ったが「障害のある人には貸せない」と断られた。



本人を無視して、介助者や支援者、付添いの人にだけ話しかける。

対応のポイント

お店や会社など

正当な理由があっても対応できないときは、理由や事情をていねいに説明しましょう。

障害のある人

障害のある人から必要な配慮を伝えることも大切です。

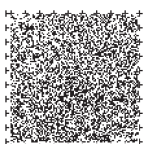
してほしくないこと

- ◆ 「何の説明もない」
- ◆ 「検討もせずに、門前払い」



してほしくないこと

- ◆ 「言われなくてもやるのが当然」
- ◆ 「何がなんでもやるべきだ」



すいまちをつくる条例

条例のポイント

条例では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
役所	禁止 (してはいけません)	義務 (しなければなりません)
お店 会社など	禁止 (してはいけません)	義務 (しなければなりません)

条例が改正され、お店や会社などにおいても合理的配慮の提供が義務付けられました。※施行日：令和5年10月1日

「合理的配慮」とは

障害のある人に合わせた必要な対応をすることが「合理的配慮」です。重い負担がないのに「合理的配慮をしないこと」は差別にあたります。

●こんなことも合理的配慮にあたります

視覚障害の人に



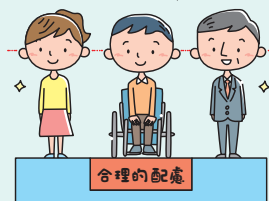
点字資料や拡大資料、音声読み上げ用のテキストデータを用意する。

聴覚障害の人に



手話や身振り、コミュニケーションボードの利用など情報発信の仕方を工夫する。

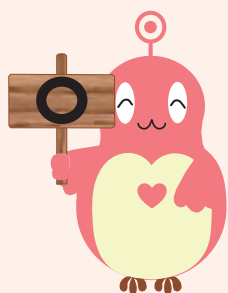
障害のある人が、障害のない人と同じように生活するために、困っていることや不便なことを補うのが「合理的配慮」です。



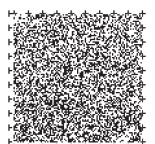
してほしいこと

それぞれの事情や考えを伝えあい、お互いに納得する方法を一緒に考えましょう。

一方通行ではなく
お互いにコミュニケーションをとることが大切だね。



- ◆ 「ちがう方法はないかな？」
- ◆ 「どこまでならできるかな？」



障害を理由とする差別の問題で困ったときは相談窓口にご相談してください。

仙台市障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル（24時間365日受付）

電話 214-8551 ファクス 214-8552

仙台市の相談窓口 受付時間：平日8時30分から17時

● 総合相談窓口

名称	電話	FAX	差別相談員
青葉区障害高齢課	225-7211	211-5117	○
宮城総合支所障害高齢課	392-2111	392-0250	○
宮城野区障害高齢課	291-2111	291-2410	○
若林区障害高齢課	282-1111	282-1280	○
太白区障害高齢課	247-1111	247-3824	○
秋保総合支所保健福祉課	399-2111	399-2580	
泉区障害高齢課	372-3111	372-8005	○

※各区役所、宮城総合支所には手話に対応できる職員がいます。
(曜日や時間帯については各窓口にお問い合わせください。)

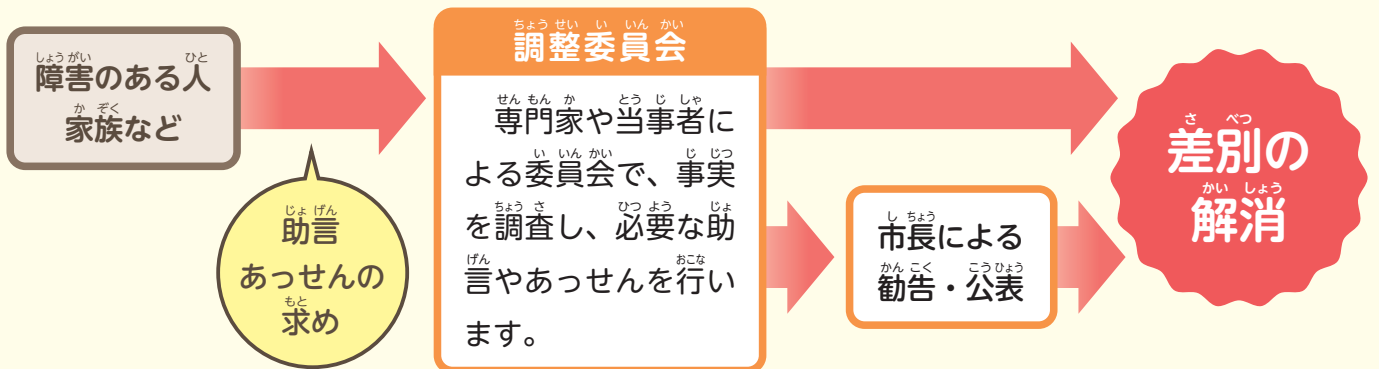
● 障害に関する専門相談窓口

名称（対象とする障害）	電話	FAX
障害者総合支援センター 〈ウエルポートせんだい〉 (身体、高次脳機能障害、難病)	771-6511	371-7313
北部発達相談支援センター〈北部アーチル〉 (発達、知的、重症心身障害、障害のある児童)	375-0110	375-0142
南部発達相談支援センター〈南部アーチル〉 (発達、知的、重症心身障害、障害のある児童)	247-3801	247-3819
精神保健福祉総合センター〈はあとぽーと仙台〉 (精神障害、こころの悩み)	265-2191	265-2190

※仙台市の市外局番は022です。

相談で解決しなかったときは

仙台市障害者差別相談調整委員会による助言・あっせんや市長による勧告・公表により差別の解消を図ります。



●パンフレットはこちらからダウンロードできます

<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/panfu/daremogakurashiyasuimachi.html>

